

(案)

滋 下 水 審 第 号
令和7年(2025 年) 3月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県下水道審議会 会長

琵琶湖流域下水道事業における地方公営企業法の適用について(答申)

令和5年(2023 年)11 月 13 日付け滋下水第 678 号で諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。

地方公営企業法の適用範囲および組織のあり方について、具体的に3つの組織体制について比較検討を行ったが、いずれの組織体制においても現在のあり方を見直すほどの大きなメリットやデメリットが見いだせず、現時点においては現状の体制を維持し、琵琶湖流域下水道事業を進めることが望ましいと考える。

ただ、国の水道整備・管理行政の国土交通省への移管による上下水道一体化の動きや県内水道事業に係る広域化推進の取組など、社会情勢が大きく動き出していることを鑑みると、今後の動向を見極めつつ、下水道が抱える人口減少や災害対応等の課題に対処できるよう改善していくことが重要である。

なお法の適用範囲や組織体制に関わらず、より効率的な事業実施に取り組むことは可能であることから、現状においても様々な変化に対応ができるよう、関係機関と連携しながら効果的かつ効率的な事業運営に向けた取り組みを進められたい。